<計画期間:令和3年度~令和12年度>

令和3年4月

山形県山辺町

目 次

1	目 的1
2	計画の位置づけ・・・・・・・・・・1
(1) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 計画期間··············1
3	住宅・建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標の設定・・・・・・・・・・・・
(1) 想定される地震の規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(2	》 被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(3	耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(4)耐震化の目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策・・・・・・・・・・・
(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(2	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・・4
(3	安心して耐震改修を行うことができる環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4	震災時の総合的な安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5	震災時の通行を確保する道路について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(6	その他の促進策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	地震に対する建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及策・・・・・・6
(1) 地震ハザードマップ (防災マップ) の 公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2	∄ 相談体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3	。 県や専門機関が作成するパンフレット等の活用·····・・・・・・・・・・・ 6
6	その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・6

く資料>

1	山辺町所有の公共施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2	緊急輸送道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
3	避難路9
4	耐震改修支援制度等・・・・・・・・・10

1 目 的

「山辺町耐震改修促進計画」(以下「促進計画」という。)は、近年の「東日本大震災」、「熊本地震」などを教訓とし、町民の人命や財産を保護するため、地震による住宅・建築物の崩壊等の被害を最小限に抑え、それらの耐震性向上策として、県と連携しつつ耐震診断・改修を計画的に促進するための基本的な枠組みを定めることを目的とする。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「法」という。)法第6条に基づき策定する本計画は、「山辺町公共施設等総合管理計画(平成29年3月策定)」と整合を取り、「山辺町地域防災計画(令和2年2月策定)を上位計画として、住宅・建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

(2) 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの期間とする。なお、社会環境などが大きく変化した場合は、必要に応じて本計画を見直すものとする。

3 住宅・建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標の設定

(1) 想定される地震の規模

平成14年より国の地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「地震調査委員会」という。)において「山形盆地活断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8程度の地震発生の可能性があるとされている。

また、今後30年以内に地震が発生する確率は、北部では0.002%~8%であり、北部と南部の全体で発生すれば、全国の主な活断層の中でも発生率が高いグループに属している。

(表1) 想定地震の長期評価一覧

断層名	規模	位置	断層の 長 さ	発生確率 (30 年以内)
山形盆地断層帯	約 M7.8(全体) 北部、南部が	北部:大石田町〜寒河江市	約 29 km	0.002%~8%
	単独で活動す る場合約M7.3	南部:寒河江市~上山市	約31 km	1%

参考資料:「山形県の活断層」

(2) 被害状況

被害想定が広範囲にわたる山形盆地断層帯では、県内全域で被害が予想されており、建物被害による避難者が約95,000人と見込まれている。

山辺町における被害想定地震が発生した場合、冬期間の早朝に発生したケースが最も 被害が甚大とされている。この場合の山辺町地域防災計画による被害想定は(表2)の とおりである。

(表2) 断層帯の被害想定結果一覧表

	山形県全域	山辺町		
建物全壊	34,792 棟(6.5%)	781 棟(11.0%)		
建物半壊 54,397 棟(10.2%)		1,044 棟(14.6%)		
死 者 2,114人(O.2%)		52人 (0.35%)		
負傷者	21,887人 (1.7%)	651 人(4.34%)		
避難者	94,688人 (7.5%)	1,479人 (9.85%)		

注:発生ケースは冬季の早朝を想定(山辺町地域防災計画による)

(3) 耐震化の現状

① 住宅

平成 30 年の住宅・土地統計調査において山辺町は記載がされていない為、山形県の数値から推定値を算出すると、山辺町には住宅総数 4,570 戸があり、そのうち、昭和 55 年以前に建築に着手された住宅が 1,360 戸で全体の約 30%を占めている。また、昭和 55 年以前に建築された住宅のうち、耐震性が不足と推計されるものが 1,030 戸となり、全体の約 22.5%となっている。

山形県が策定する耐震促進計画を元に耐震化率を計算すると山辺町では 4,570 戸中 3,540 戸が耐震性ありと判断でき、その耐震化率は約 77.5%と推定できる。(表3)

(表3) 平成25年·30年住宅·土地統計調査結果

			平成 25 年度	平成 30 年度	平成 30 年度
					(山形県)
住宅総数		Α	4,460	4,570	393,200
昭和 5	6年以降に建築	В	2,900	3,210	270,000
昭和 5	5年以前に建築		1,560	1,360	123,300
	うち耐震性あり	С	490	330	57,700
	うち耐震性不足		1,070	1,030	65,600
耐震化率	(B+C) /	Δ	76.0%	77.5%	83.3%

(表右端のみ)参考資料:「山形県建築物耐震改修促進計画」

(単位:戸)

② 山辺町所有の公共施設

山辺町が所有する防災拠点施設及び町民が多数利用する施設 30 棟のうち、小中学校及び公民館が15 棟で全体の50%を占めている。(表4)

昭和56年5月までの旧耐震基準により建築確認が行われて建築された公共施設の棟数は8棟で、うち耐震診断を実施した結果耐震性があると判断されたものが3棟、耐震改修済のものが5棟となっている。

現行の耐震基準が適用された昭和 56 年6月以降に建築確認申請が行われた公共施設の棟数は 22 棟である。これに旧耐震基準による建築物のうち、耐震性のあると判断された 3 棟及び耐震改修済の 5 棟を加えた計 30 棟が耐震性のある建築物と考えられるため、耐震化率は 100%となっている。

(表 4) 町の公共施設区分状況(非木造の内、2 階建以上又は延床面積 200 ㎡を超える もの)

	全	棟 数		S56 年	耐震	診断の	耐震	耐震性	
		S56年6	S56 年	以前建	診 断	結果	改修済	のある	对 最小表
施設区分		月以降	5 月以	築棟の	済	耐震性	建築物	建築物	耐震化率
旭臤区汀		建築棟	前建築	割合		あり		棟数 G	
	A	数	棟数	C/A	D	Е	F	=B+E+F	G/A
		В	С						
庁 舎	2	2	ı	-	ı	-	ı	2	100.0%
小中学校	9	6	3	33.3%	3	0	3	9	100.0%
体育施設等	2	2	-	-	-	-	-	2	100.0%
公 民 館	6	4	2	33.3%	2	0	2	6	100.0%
公営住宅	6	3	3	50.0%	3	3	0	6	100.0%
その他の施設									
(旧学校で防災拠	5	5	-	-	-	-	-	5	100.0%
点含む)									
合 計	30	22	8	26.7%	8	3	5	30	100.0%

(4) 耐震化の目標設定

① 住 宅

住宅の令和 12 年度における耐震化目標は、山形県耐震改修計画促進計画を参考とし、95.0%とする。

平成 30 年度耐震化率	令和 12 年度耐震化率(目標)
77.5%	95.0%

② 公共施設(山辺町所有)

町所有の公共施設において耐震化率は令和3年度において既に 100%であると考えられる。

4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者が、地域防災対策を自らの問題、 地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。 町は、こうした取り組みを支 援する観点から、広報等を通じ積極的に情報提供を行うと共に、所有者にとって耐震化 の実施について支援策を示すことを基本的な方針とする。 また、取組方針については「山 辺町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、普及啓発を行う。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

町民に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性についての普及活動に積極的に取り組むと共に、国庫補助を活用した「山辺町木造住宅耐震診断士派遣事業」、国庫補助及び県補助を活用した「山辺町木造住宅耐震改修補助事業」を施行し、旧耐震基準により建築された木造住宅の耐震化を促進する。

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

耐震相談窓口等の開設など、県が行う耐震診断、耐震改修関連の施策や催し物について、 県の担当部局と連携を図りながら、町民が利用できるよう啓発活動に努める。

(4) 震災時の総合的な安全対策

広報紙やホームページを活用し、建築物耐震化の必要性や地震防災意識の普及啓発を行いながら、耐震診断、耐震改修工事の重要性を意識づける。また、避難路等に面したブロック塀については、震災時に倒壊することで近隣建築物や通行者へ被害を及ぼす恐れがあることから、国庫補助を活用した「危険ブロック塀等撤去費補助事業」により撤去を促す。併せて、うるおい・やすらぎのある景観に配慮した「生け垣設置奨励補助事業」を周知することにより、震災時に倒壊しづらく、火災延焼抑制効果を期待することが可能である。

地震によって建築物や宅地に被害が及び、被災建築物応急判定等が必要になる場合は、 山辺町地域防災計画に従って災害対策本部を設置し、県に対し応急危険度判定士の派遣要 請を行うと共に、派遣された判定士の受け入れに必要な措置を講じるものとする。

(5) 震災時の通行を確保する道路について

① 緊急輸送道路

震災時において、救助部隊の通行や物資輸送、諸施設の復旧応急対策等を実施するうえで重要となる緊急輸送道路については、山形県耐震改修促進計画及び山辺町地域防災計画に基づき定めるものとする。また、これらの道路に面する町有建築物は優先的に耐震化の促進を図るようにする。

② 避難路

山辺町地域防災計画で定める避難場所に向かう避難路の安全確保を図るため、地震発生時に避難の支障となる箇所の有無を事前に点検し、結果を町民に周知すると共に、沿道の住宅及び建築物の耐震化に努める。

(6) その他の促進策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を軽減するため、知事が指定した「土砂災

害特別警戒区域」に存在する危険住宅について、国庫補助を活用した「土砂災害等危険 住宅移転促進事業費補助制度」を活用して移転を促進する。

また、新築や既存住宅の建て替え、増改築に幅広く利活用可能な「山辺町住宅建設等支援事業補助制度」を周知し、旧耐震基準建築物の更新を促進する。

5. 地震に対する建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震ハザードマップ(防災マップ)の公表

地震の規模や地震による被害予想を町民に公表することで耐震化への意識を啓発することが重要であると考えられるため、県が作成した「山形盆地断層帯マップ図」及び、 地震ハザードマップを含めた「山辺町防災マップ」を公表し、広く啓発する。

(2) 相談体制の整備

住宅・建築物所有者が耐震化について相談する場合において、町の住宅担当課で対応 するものとし、必要に応じて県及び専門機関を紹介するなど、情報提供に努めるものと する。

(3) 県や専門機関が作成するパンフレット等の活用

山形県では、耐震化について意識向上を図るためのパンフレット等を作成しているため、これを活用して住宅・建築物の耐震改修工事の補助制度等や地震災害に関する知識 及び情報を提供する。

また、各種行事やイベントにおいて、地震災害に関する情報や建築物の耐震診断及び 耐震改修の必要性を普及啓発するよう努めるものとする。

6. その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

耐震診断及び耐震改修工事に関する地震発生前の対策について、一般社団法人山形県建築士会をはじめとする建築関係公益法人や山形県住宅・建築物地震対策推進協議会との連携を取りながら、情報提供や普及啓発にあたるようにする。

また、毎年度、一般社団法人山形県建築士会と協定を締結し、耐震診断や改修工事の指導監理について協力を仰ぐようにする。

資 料

1. 山辺町所有の公共施設(施設として供用されており、非木造の内、2階建以上又は延床面積200㎡を超えるもの)

①学 校

申請日	建築物名称	棟数	構造	備考
S53. 3. 8	山辺小学校管理教室棟	2	RC	(耐震改修済)
S55. 7.24	相模小学校管理教室棟	1	RC	(耐震改修済)
S56.07.13	相模小学校屋内運動場	1	RC	
H元.07.12	相模小学校管理教室棟	1	RC	
H02.07.30	山辺小学校屋内運動場	1	S	
H25.04.01	山辺中学校管理教室棟	1	RC, SRC	
H25.04.01	山辺中学校武道場	1	RC, S	
H25.04.01	山辺中学校屋内運動場	1	S	

全9棟 内訳

(昭和56年6月以降建築確認申請 6棟

昭和56年5月以前建築確認申請、耐震改修済 3棟

②庁 舎

申請日	建築物名称	棟数	構造	備考
H10.07.27	役場庁舎	1	RC	
H10.07.27	備蓄倉庫兼車庫	1	SRC	

全2棟(うち昭和56年6月以降建築確認申請 2棟)

③体育施設

申請日	建築物名称	棟数	構造	備考
S56.07.13	町民総合体育館	1	RC	
H元.08.12	町武道館	1	S	

全2棟(うち昭和56年6月以降建築確認申請 2棟)

4公民館等

申請日	建築物名称	棟数	構造	備考
S45. 2. 9	中央公民館	1	RC	(耐震改修済)
S54. 7.26	大寺公民館	1	S	(耐震改修済)

S56.10.01	東部公民館	1	SRC	
S58.08.10	相模公民館	1	RC	
S61.03.27	中支所•公民館	1	RC	
H06.10.28	作谷沢支所•公民館	1	RC	

全6棟 内訳 「昭和56年6月以降建築確認申請 4棟

昭和56年5月以前建築確認申請、耐震改修済 2棟

⑤町営住宅

申請日	建築物名称	棟数	構造	備考
S50.08.06	芦沢住宅1号棟	1	RC	(耐震診断済)
S51.09.13	芦沢住宅2号棟	1	RC	(耐震診断済)
S54.10.03	南町住宅	1	RC	H19.1 耐震診断済
S63.08.30	近江住宅1号棟	1	RC	
H03.07.30	近江住宅2号棟	1	RC	
H28.4.11	ウイングガーデン山辺	1	RC	

全 6 棟 内訳 (昭和 56 年 6 月以降建築確認申請 3棟

> 昭和56年5月以前建築確認申請 3棟

⑥その他の公共施設(旧学校で防災拠点施設含む)

申請日	建築物名称	棟数	構造	備考
S57.09.16	山辺温泉保養センター	1	RC、W	
S60.09.04	旧作谷沢中学校屋内運動場	1	S	
S60.09.04	旧作谷沢小学校屋内運動場	1	S	
H元.07.20	学校給食センター	1	S	
H 6. 3.16	旧大寺小学校屋内運動場	1	S	

全 5 棟(うち昭和 56 年6月以降建築確認申請 5 棟)

注:「1. 山辺町所有の公共施設」中の「申請日」は、建築基準法に定める建築確認申請を行っ た日。「構造」の略称は次のとおり。

RC(Reinforced-Concrete):鉄筋コンクリート構造

SRC (Steel-Reinforced-Concrete): 鉄骨鉄筋コンクリート構造

S (Steel): 鉄骨構造 W(Wood):木構造

2. 緊急輸送道路

国道	458号
----	------

主要地方道	山形朝日線、山形山辺線
一般県道	山辺中山線
山辺町道	緑ケ丘長嶋線、三河線、鍛冶町線、緑ケ丘南幹線

3. 避難路

1	国道(458号線)		
2	主要地方道(山形朝日線、山形山辺線、山形白鷹線)		
3	一般県道(山辺中山線、山辺船町線、羽前山辺停車場線)		
4	山辺町道		
5	建築基準法第42条に定める道路		
6	① ~⑤に定める道路のほか、住宅又は事務所等から避難所又は避難地等へ至る道		

4. 耐震改修支援制度等

名 称	内 容	備考
山辺町木造住宅	木造住宅所有者が行う耐震診断及	H12.5.31 以前に建築され
耐震診断士派遣	び耐震改修計画書の作成費用の一	た木造平屋又は 2 階建ての
事業	部を補助。	戸建て住宅が対象。
	金額については町長が定める額と	(国補助)
	する。	
山辺町木造住宅	木造住宅所有者が行う耐震改修工	同上
耐震改修補助事	事に要する費用の一部を補助。	(国補助・県補助)

業	金額については町長が定める額と	
	する。	
山辺町住宅リフ	県が定める要件工事(耐震関連内容	自ら所有し居住する戸建て
ォーム支援事業	他)を含み、県内に本店がある事業	住宅が対象。但し、店舗等の
	所が施工する場合に補助。	事業用部分は除く。
	補助金額については町長が別に定	(県補助)
	める額とする。	
山辺町危険ブロ	町内に存在するブロック塀等の除	自らが所有するブロック塀
ック塀等除却費	却及び一部除却について要する費	等で、山辺町耐震改修促進計
用補助事業	用の一部を補助。	画に定める道路及び公共施
	補助金額については町長が別に定	設に隣接するものが対象。但
	める額とする。	し独立行政法人等を除く。
		(国補助)

---注:令和3年3月時点での制度である。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀 (基礎部分、笠木、控え壁を含む。)という。

2021 (令和3年) 年4月 編集·発行:山辺町建設課

山形県東村山郡山辺町緑ケ丘5番地

TEL: 023-667-1113 FAX: 023-667-1112

